

嶺南広域行政組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 1 3 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日 条例第 1 号

改正 平成 27 年 7 月 30 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第 2 条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定めるもののほか、管理者の属する市町の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第 2 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までの間、敦賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の例によるものとする。

附 則（平成 27 年 7 月 30 日 条例第 2 号）

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第 1 項の規定は、平成 27 年 4 月 30 日から適用する。